

令和7年5月20日

公益社団法人 富山県医師会長
各 郡 市 医 師 会 長

殿

富山県厚生部健康対策室長
(公 印 省 略)

麻しんの国内での増加報告に伴う注意喚起について（依頼）

麻しんについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において、5類感染症に位置づけられており、第12条の規定に基づき、麻しんの患者を診断した医師は、都道府県知事等に対して直ちに届け出ることが義務付けられています。

全国的に麻しんの届出数が増加する中、今後、県内での発生も懸念されることから、下記の点にご協力いただきますよう、貴会員に周知いたされたく、よろしくお願いいたします。

なお、各公的病院につきましては、送付済みです。

記

- 1 発熱や発疹を呈する患者を診察された際は、麻しんを考慮した診療をお願いいたします。

麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴、国内旅行歴、予防接種歴、罹患歴等をご確認ください。

- 2 麻しんを疑われた場合は、速やかに厚生センター（支所）又は保健所（下記連絡先）に連絡いただくとともに、必ずウイルス学的な確定診断を実施して下さい。

急性期の血液（全血）、咽頭ぬぐい液、尿の3点セットで検体を採取してください。

(1) 咽頭ぬぐい液

- ・生理食塩水または検体輸送培地（新型コロナウイルス用、インフルエンザウイルス用と同様）2mL にスワブを浸す。

(2) 全血

- ・2mL～5mL（EDTA 入り採血管）

(3) 尿

- ・所有の容器に、3mL 程度採取してください。

【検体の回収について】

- ・検体を採取された場合は下記にご連絡下さい。厚生センター職員が回収に伺います。あわせて、病原体検査票の提出をお願いします。

※病原体検査票は衛生研究所 HP よりダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/1279/kurashi/kenkou/kenkou/1279/inspection/inspection4/inspection4-1.html>

- ・検体は、富山県衛生研究所に搬入し、ウイルス PCR 検査を実施します。検査結果は、検査票を用いてお返しします。
- ・回収に伺うまで、検体は冷蔵（4℃）で保存をお願いいたします。

連絡先

厚生センター(支所)名	平日（8:30～17:15）	休日・夜間
新川厚生センター	0765-52-2647	090-9448-6722
新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359	090-7598-6461
中部厚生センター	076-472-1234	090-4686-4023
高岡厚生センター	0766-26-8414	090-3298-1452
高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666	090-6816-1471
高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780	090-2120-0163
砺波厚生センター	0763-22-3512	090-4686-3920
砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070	080-8992-9915
富山市保健所	076-428-1152	076- 431-6111

（参考資料）

- ・「麻しんの国内外での報告増加に伴う注意喚起について」（令和7年3月19日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・予防接種課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001454437.pdf>

- ・厚生労働省 HP 麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

事務担当：感染症・疾病対策課
TEL：076-444-8920